保健福祉課
（総合福祉施設としべつ内　☎82－2780）

〈町医療費助成事業の対象が拡充されます〉

■ 対象及び助成内容（拡充部分）

対象者	助成の内容
小学生※1 （但し、前年の所得の額が児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条に定める額以上である保護者に看護されている者は対象となりません。）	■対象費用　入院及び指定訪問看護に係る医療費が助成の対象となります。（食事療養費は除きます） ■助成内容　○町民税非課税世帯 本人負担額：初診時一部負担金のみ（580円） ○町民税課税世帯 本人負担額：医療費の１割 （但し、本人負担額の月額上限を44,400円とする）
精神保健福祉手帳１級所持者※2	■対象費用　通院医療（精神通院のみでなく、一般の通院医療費を含む）、訪問看護、柔道整復等 ■助成内容　○町民税非課税世帯 本人負担額：初診時一部負担金のみ （医科580円、歯科510円、柔道整復270円） ○町民税課税世帯 本人負担額：医療費の１割 （但し、本人負担額の月額上限を44,400円とする）

※1　満６歳で迎える最初の４月１日から満12歳で迎える最初の３月31日までのもの
※2　所得税法の特別障害者控除の対象者

〈麻しんと風しんの予防接種を忘れずに！〉



平成18年６月から予防接種法に基づく麻しん風しんワクチンの２回接種（１歳時の第１期、および小学校入学前の第２期）が開始されています。

また、平成20年度からの５年間は中学１年生（３期）と高校３年生（４期）相当の年齢の方へも生まれてから２回目の定期の予防接種として麻しん風しん予防接種が行われています。

わが国では平成24年までに麻疹をなくし、それを維持することを目標にしています。

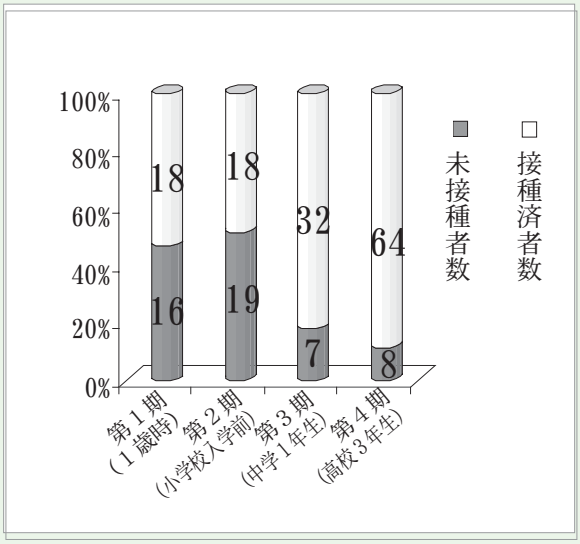


図　今金町麻しん風しん予防接種状況

<u>今金町の接種率は、麻しん風しん混合第１期52.9%、第２期48.6%で、接種率が低い状況にあります</u>（９月16日現在）。現在、北海道内では麻疹（はしか）が流行しています。麻疹は感染力が非常に強く、重篤な合併症もありますので未接種の方は早めに接種しましょう。

お子様が１歳のお誕生を迎えたら第１期、小学校入学前の１年間で第２期の接種を忘れずに！